

声 明

1. 人事院は、本日、月例給を 0.15%、631 円引き上げ、一時金の支給月数を 0.10 月分引上げる給与に関する勧告・報告と公務における働き方改革をはじめとした公務員人事管理に関する報告を行った。

2. 公務員連絡会は、6 月 20 日に人事院に要求を提出し、以降、幹事クラス交渉委員による職員団体審議官交渉、全国から 3,000 名を結集した 7.25 中央行動を背景として書記長クラス交渉委員による職員福祉、給与両局長交渉を行うなど、人事院との交渉・協議を最終盤までねばり強く取り組んだ。

とくに、民間企業や造幣局、印刷局の春季交渉結果を踏まえ、賃上げの流れを継続させるため、月例給を引上げるとともに、製造業を中心に厳しい状況となった一時金については最低限月数を維持する勧告の実現をめざしてきた。

3. 月例給・一時金ともに 4 年連続の引上げとなったが、月例給については民間の動向をも踏まえた結果である一方、一時金については産業構造が急激に転換していく中で、各種調査が製造業に偏って集計されていたものであるとともに、ウエイトが高まっている非製造業が前年同期比増と堅調であったことを反映し、引上げとなったものである。いずれにしても、組合員の期待に一定程度応える勧告となった。

昨年を下回るとは言え、月例給与の配分は、再任用者を含む俸給月額を幅広く引上げており、較差が小さい中ですべての公務員に配慮した措置と理解するが、一時金の引上げ分を 4 年連続で勤勉手当に充てたことは、育児・介護に携わる職員や非常勤職員等への配慮を欠くものである。

長時間労働対策が働き方改革実行計画ロードマップに明記される中、人事院はその重要性を前面に打ち出したものの、勤務時間管理や上限規制などを含めた、より実効性のある具体策に踏み込まなかったことは、職員の健康安全や人材の確保、働きやすい職場づくりの観点から見ても、残念なことである。あわせて、公務の勤務時間法制と労働基本権制約のもとでの代償制の問題を改めて明確にしたと言える。

雇用と年金の接続に関わって、政府が骨太方針に「公務における定年延長の具体的検討」を明記し、再任用制度の限界も極まりつつある中で、人事院の改めての主体的な対応が求められたが、積極的提起を見送ったことは機を失するものである。

4. 以上のように、本年の勧告・報告はわれわれの要求にあまねく応えたものとはいえないが、労働基本権制約のもと、公務員連絡会は、政府に対して、給与改定を勧告通り実施することや超過勤務の確実な縮減、希望に基づく再任用実現と定年延長の早期実施等を求めていく。また、退職給付の見直しについても交渉・協議と合意に基づく対応を求めていく。

公務員連絡会は、勧告の完全実施と、すべての公務員労働者の労働諸条件の改善、これから本格化する地方自治体や独立行政法人、政府関係法人等の取組みにおいて、全力を尽くすものである。

2017年8月8日

公務員労働組合連絡会